

2021年10月1日

社員のみなさま

担当部署 コーポレート本部人事総務部

平均賃金算定方法の改定に関する業務連絡

2021年9月24日開催の取締役会にて、休業手当算定の基礎となる平均賃金算定方法が下記の通り改定されることとなりましたので、業務連絡いたします。

記

1 平均賃金算定方法の改定について

いわゆる、With コロナ禍において、特に店舗・教室勤務の社員を中心として、セッション・レッスン本数が少なく、一時帰休が中長期にわたり継続する実態を踏まえ、生活保障となる休業手当の拡充の観点から改定を決定いたしました。

2 休業手当の計算方法

休業手当 = **【平均賃金】** × 60%

※給与規程第15条及び有期契約社員就業規則第69条に規定

3 平均賃金算定方法の改定

(1) 改定前

平均賃金 = **【支払い事由発生日前3ヶ月間の給与総額】** ÷ **【当該3ヶ月の総暦日数】**

(2) 改定後

平均賃金 = **【支払い事由発生日前3ヶ月間の給与総額】** ÷ **【当該3ヶ月の出勤日数】**

※分母となる日数が少なくなる分、平均賃金は高くなり、よって休業手当も高くなります。

※短時間休業の場合、1日当たり実働賃金と1日分の休業手当を比較して、休業手当の方が高い場合に、その差額分を支給。

※給与規程第14条及び有期契約社員就業規則第68条の改定となります。

4 改定反映月

2021年10月分給与（2021年11月25日支給）の給与より改定を反映します。

以上

本件に関するお問い合わせ先

人事総務部労務チーム

03-6432-4908